

個別規程 IIJ クラウドナビゲーションデータベース

令和 8 年 7 月 1 日現在
株式会社インターネットイニシアティブ

第 1 条(種類)

IIJ クラウドナビゲーションデータベースには、次の種類(以下この個別規程において「種類」といいます。)があります。

種類	内容
IIJ クラウドナビゲーションデータベース/マネージメント	種類を IIJ クラウドナビゲーションデータベース/経路情報 API とする IIJ クラウドナビゲーションデータベース及び種類を IIJ クラウドナビゲーションデータベース/宛先リストテンプレート とする IIJ クラウドナビゲーションデータベースを管理するもの
IIJ クラウドナビゲーションデータベース/経路情報 API	種類をサービスアダプタとする IIJ マルチプロダクトコントローラ サービス スタンダード又は別途当社が定める当社サービスに対し、契約者の指定するクラウドサービス(第 2 条に定める品目のクラウドサービスとします。以下同じとします。)への経路情報 API を提供するもの
IIJ クラウドナビゲーションデータベース/宛先リストテンプレート	対象となるクラウドサービスの FQDN 等の情報を自動更新し、リスト化して管理する機能を提供するもの
IIJ クラウドナビゲーションデータベース/PAC ファイル API	当社が提供する IIJ クラウドプロキシサービス(種類をクラウドナビゲーションデータベース連携 PAC とするもの。以下「PAC ファイル API 連携サービス」といいます。)で提供する Web サーバに対し、契約者の指定するクラウドサービスを含む PAC ファイル API を提供するもの

第 2 条(品目)

種類を IIJ クラウドナビゲーションデータベース/宛先リストテンプレートとする IIJ クラウドナビゲーションデータベースには、以下の品目(以下この個別規程において「品目」といいます。)があります。

品目	内容
----	----

Microsoft 365	管理対象のクラウドサービスを Microsoft の提供する Microsoft 365 とするもの
Google Workspace	管理対象のクラウドサービスを Google の提供する Google Workspace とするもの
Windows Update	管理対象のクラウドサービスを Microsoft の提供する Windows Update とするもの
Zscaler	管理対象のクラウドサービスを Zscaler, Inc.の提供する Zscaler とするもの
Zoom	管理対象のクラウドサービスを Zoom ビデオコミュニケーションズの提供する Zoom とするもの
Box	管理対象のクラウドサービスを Box, Inc.の提供する Box とするもの
Webex	管理対象のクラウドサービスを Cisco Systems, Inc. 及び/又はその関連会社の提供する Webex とするもの
Azure ExpressRoute	管理対象のクラウドサービスを Microsoft の提供する Azure ExpressRoute とするもの
Apple	管理対象のクラウドサービスを Apple Inc. の提供する Apple のクラウドサービス等とするもの
Adobe	管理対象のクラウドサービスを Adobe Inc. の提供する Adobe のクラウドサービス等とするもの

第 3 条(契約の単位)

種類を IIJ クラウドナビゲーションデータベース/マネージメントとする IIJ クラウドナビゲーションデータベースの場合にあっては、種類を IIJ クラウドナビゲーションデータベース/経路情報 API とする IIJ クラウドナビゲーションデータベース及び種類を IIJ クラウドナビゲーションデータベース/宛先リストテンプレートとする IIJ クラウドナビゲーションデータベースの一の管理単位毎に一の IIJ クラウドナビゲーションデータベース/マネージメントに係る IIJ インターネットサービス契約(以下「IIJ クラウドナビゲーションデータベース/マネージメント契約」といいます。)を締結します。

2 種類を IIJ クラウドナビゲーションデータベース/経路情報 API とする IIJ クラウドナビゲーションデータベースの場合にあっては、次に掲げるいずれかの契約(以下「経路情報 API 対象サービス契約」といいます。)のうち、一の契約毎に一の IIJ クラウドナビゲーションデータベース/経路情報 API に係る IIJ インターネットサービス契約(以下「IIJ クラウドナビゲーションデータベース/経路情報 API 契約」といいます。)を締結します。

- (1) 種類をマネージメントとする IIJ マルチプロダクトコントローラサービス スタandard に係る IIJ インターネットサービス契約

(2) 当社が IIJ Omnibus 契約約款に基づき提供する、WAN ユニットに係る IIJ Omnibus 契約(以下「WAN ユニット契約」といいます。)

3 種類を IIJ クラウドナビゲーションデータベース/宛先リストテンプレートとする IIJ クラウドナビゲーションデータベースの場合にあつては、一の品目毎に一の IIJ クラウドナビゲーションデータベース/宛先リストテンプレートに係る IIJ インターネットサービス契約(以下「IIJ クラウドナビゲーションデータベース/宛先リストテンプレート契約」といいます。)を締結します。

4 種類を IIJ クラウドナビゲーションデータベース/PAC ファイル API とする IIJ クラウドナビゲーションデータベースの場合にあつては、一の種類を IIJ クラウドナビゲーションデータベース/PAC ファイル API とする IIJ クラウドナビゲーションデータベース毎に一の IIJ クラウドナビゲーションデータベース/PAC ファイル API に係る IIJ インターネットサービス契約(以下「IIJ クラウドナビゲーションデータベース/ PAC ファイル API 契約」といいます。)を締結します。

第 4 条(最低利用期間)

IIJ クラウドナビゲーションデータベース/マネージメント契約、IIJ クラウドナビゲーションデータベース/経路情報 API 契約及び IIJ クラウドナビゲーションデータベース/宛先リストテンプレート契約、IIJ クラウドナビゲーションデータベース/ PAC ファイル API 契約(以下併せて「IIJ クラウドナビゲーションデータベース契約」といいます。)における最低利用期間はそれぞれ 1 ヶ月とし、その起算日は、各契約の課金開始日とします。

第 5 条(利用資格)

IIJ クラウドナビゲーションデータベースを利用するには、次に掲げる契約のうち、それぞれ 1 以上の契約が必要です。

- (1) IIJ クラウドナビゲーションデータベース/マネージメント契約
- (2) IIJ クラウドナビゲーションデータベース/経路情報 API 契約又は IIJ クラウドナビゲーションデータベース/ PAC ファイル API 契約
- (3) IIJ クラウドナビゲーションデータベース/宛先リストテンプレート契約

2 種類を IIJ クラウドナビゲーションデータベース/経路情報 API とする IIJ クラウドナビゲーションデータベースを利用するには、一の IIJ クラウドナビゲーションデータベース/経路情報 API 契約毎に一の経路情報 API 対象サービス契約が必要です。

3 種類を IIJ クラウドナビゲーションデータベース/PAC ファイル API とする IIJ クラウドナビゲーションデータベースを利用するには、PAC ファイル API 連携サービスに係る IIJ インターネットサービス契約が必要です。

4 第 2 項の定めにかかわらず、種類を IIJ クラウドナビゲーションデータベース/経路情報 API とする IIJ クラウドナビゲーションデータベースの契約者は、経路情報 API 対象サービス契約として WAN ユニット契約を利用する場合、当該 IIJ クラウドナビゲーションデータベースにおいて利用する WAN ユニット契約を指定し、かつ、当該 WAN ユニット契約の契約者の同意を得た上で、WAN ユニット契約なしに当該 IIJ クラウドナビゲーションデータベースを利用することができます。

5 第 3 項の定めにかかわらず、種類を IIJ クラウドナビゲーションデータベース/PAC ファイル API とする IIJ クラウドナビゲーションデータベースの契約者は、当該 IIJ クラウドナビゲーションデータベースにおいて利用する PAC ファイル API 連携サービスを指定し、かつ、当該 PAC ファイル API 連携サービスの契約者の同意を得た上で、PAC ファイル API 連携サービスに係る IIJ インターネットサービス契約なしに当該 IIJ クラウドナビゲーションデータベースを利用することができます。

第 6 条(利用条件)

契約者は、IIJ クラウドナビゲーションデータベースにおいて提供される他社 SaaS の FQDN 等の情報を、形態の如何にかかわらず、第三者(当社が指定する者を除きます。)に提供してはならないものとします。

第 7 条(契約内容の変更)

契約者は、次の事項について、IIJ クラウドナビゲーションデータベース契約の内容の変更を請求することができるものとします。

- (1) IIJ クラウドナビゲーションデータベース/経路情報 API 契約における API 対象サービス契約
- (2) 前号に定める事項のほか、当社が指定する事項

第 8 条(解除の効力が生ずる日)

IIJ クラウドナビゲーションデータベースにおいて、契約者が当社所定の解約申込書で通知をした場合、当該通知が当社に到達した日から 30 日を経過する日又は契約者が当該通知において解除の効力が生ずる日として指定した日のいずれか遅い日に、当該契約の解除の効力が生ずるものとします。

2 IIJ クラウドナビゲーションデータベースにおいて、IIJ クラウドナビゲーションデータベース/マネージメント契約、IIJ クラウドナビゲーションデータベース/経路情報 API 契約、IIJ クラウドナビゲーションデータベース/宛先リストテンプレート契約及び IIJ クラウドナビゲーションデータベース/PAC ファイル API 契約のいずれかが全て解除された場合には、対応する IIJ クラウドナビゲーションデータベース契約は全て同日に解除されるものとします。

第 9 条(料金)

契約者が、IIJ クラウドナビゲーションデータベースの利用に関して支払うべき料金の額は、別紙 1 のとおりとします。この場合において、初期費用の支払義務は IIJ クラウドナビゲーションデータベースの申込を当社が承諾した時点で、月額費用の支払義務は課金開始日に、一時費用の支払義務は当該一時費用の発生に係る契約内容変更の申込を当社が承諾した時点又は当社における申込の承諾を要しない事項に係るものにおいては当該一時費用の発生原因となる事実が発生した時点で、それぞれ発生するものとします。

2 IIJ クラウドナビゲーションデータベース/経路情報 API 契約に係る料金は、別紙 1 に定める料金に経路情報 API 対象サービスで管理するサービスアダプタの合計値(以下「経路情報 API アダプタ値」といいます。)を乗じた額とします。契約者は、次に掲げる場合には、当社に対し経路情報 API アダプタ値を申告するものとします。

- (1) 種類を IIJ クラウドナビゲーションデータベース/経路情報 API とする IIJ クラウドナビゲーションデータベースの申込時
- (2) 種類を IIJ クラウドナビゲーションデータベース/経路情報 API とする IIJ クラウドナビゲーションデータベース契約の途中で経路情報 API アダプタ値が変更になった場合

3 前項に掲げる申告による経路情報 API アダプタ値について、当社が認知している経路情報 API アダプタ値を下回っている場合、IIJ クラウドナビゲーションデータベース/経路情報 API 契約に係る料金について、当社は、当社が認知した経路情報 API アダプタ値にて算出した額を請求するものとします。

第 10 条(最低利用期間内解除調定)

IIJ クラウドナビゲーションデータベースがその最低利用期間の経過する日前に解除された場合(一般規程第 28 条(契約者の解除)第 2 項又は第 3 項の規定に基づき解除された場合を除きます。))には、契約者は、別紙 2 に定める金額を支払うものとします。

第 11 条(保証の限定)

IIJ クラウドナビゲーションデータベースは以下の事項を保証するものではありません。

- (1) 常に利用可能であること

(2) その他完全性、正確性及び契約者の利用目的への適合性

第 12 条(機能の制限)

インターネット接続に係る当社の他のサービスの利用の形態により、IIJ クラウドナビゲーションデータベースに係る機能が制限されることがあります。

2 当社は、IIJ クラウドナビゲーションデータベースの安定した運用を目的として、当社の定めるところにより、1 分間あたりの経路情報 API への接続可能回数に関して制限を加えることができるものとします。

附則

令和 5 年 6 月 1 日施行

この契約約款は、令和 5 年 6 月 1 日から実施します。

令和 5 年 9 月 1 日変更

この契約約款は、令和 5 年 9 月 1 日から実施します。

令和 5 年 12 月 1 日変更

この契約約款は、令和 5 年 12 月 1 日から実施します。

令和 6 年 3 月 1 日変更

この契約約款は、令和 6 年 3 月 1 日から実施します。

令和 6 年 5 月 1 日変更

この契約約款は、令和 6 年 5 月 1 日から実施します。

令和 6 年 6 月 1 日変更

この契約約款は、令和 6 年 6 月 1 日から実施します。

令和 6 年 8 月 1 日変更

この契約約款は、令和 6 年 8 月 1 日から実施します。

令和 7 年 3 月 1 日変更

この契約約款は、令和 7 年 3 月 1 日から実施します。

令和 8 年 7 月 1 日変更

この契約約款は、令和 8 年 7 月 1 日から実施します。

別紙 1 IIJ クラウドナビゲーションデータベースにおける料金等

[第 9 条関係]

1 初期費用

種類	品目	料金
IIJ クラウドナビゲーションデータベース/ マネージメント	－	当社が別途契約者に示す金額
IIJ クラウドナビゲーションデータベース/ 経路情報 API	－	0 円
IIJ クラウドナビゲーションデータベース/ 宛先リストテンプレート	Microsoft 365	0 円
	Google Workspace	0 円
	Windows Update	0 円
	Zscaler	0 円
	Zoom	0 円
	Box	0 円
	Webex	0 円
	Azure ExpressRoute	0 円
	Apple	0 円
	Adobe	0 円
IIJ クラウドナビゲーションデータベース /PAC ファイル API	－	0 円

2 月額費用

種類	品目	料金
IIJ クラウドナビゲーションデータベース/ マネージメント	－	当社が別途契約者に示す金額
IIJ クラウドナビゲーションデータベース/ 経路情報 API	－	API 対象サービスで管理する サービスアダプタ 1 台あたり、 当社が別途契約者に示す金額
IIJ クラウドナビゲーションデータベース/ 宛先リストテンプレート	Microsoft 365	当社が別途契約者に示す金額
	Google Workspace	当社が別途契約者に示す金額
	Windows Update	当社が別途契約者に示す金額

	Zscaler	当社が別途契約者に示す金額
	Zoom	当社が別途契約者に示す金額
	Box	当社が別途契約者に示す金額
	Webex	当社が別途契約者に示す金額
	Azure ExpressRoute	当社が別途契約者に示す金額
	Apple	当社が別途契約者に示す金額
	Adobe	当社が別途契約者に示す金額
IIJ クラウドナビゲーションデータベース /PAC ファイル API	—	当社が別途契約者に示す金額

別紙 2 最低利用期間内解除調定金 [第 10 条関係]

第 4 条(最低利用期間)の規定に基づき設定された最低利用期間の残余の期間に対応する別紙 1 の 2.月額費用に定める金額